

平成24年1月4日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成23年11月18日付け厚生労働省発食安1118第5号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくピリダリルに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

ピリダリル

今般の残留基準の検討については、魚介類への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：ピリダリル[Pyridalyl (ISO)]

(2) 用途：殺虫剤

フェノキシ-ピリジロキシ誘導体の構造を有する殺虫剤である。詳細な作用機構は明らかになっていないが、野菜類の鱗翅目害虫、総翅目害虫及び双翅目害虫に対して食毒及び接触毒として作用し、防除効果を示すと考えられている。

(3) 化学名：

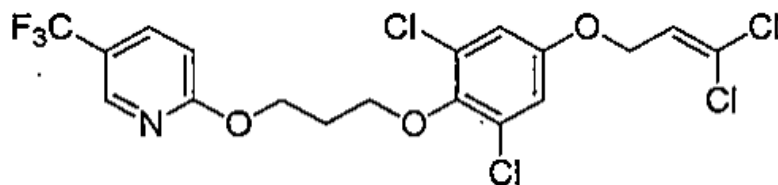
2,6-dichloro-4-(3,3-dichloroallyloxy)phenyl

3-[5-(trifluoromethyl)-2-pyridyloxy]propyl ether (IUPAC)

2-[3-[2,6-dichloro-4-[(3,3-dichloro-2-propenyl)oxy]phenoxy]propoxy]-

5-(trifluoromethyl)pyridine (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{18}H_{14}Cl_4F_3NO_3$
分子量	491.12
水溶解度	$0.15 \mu g/L$ (20°C)
分配係数	$\log_{10}Pow = 8.1$ (20°C)

(メーカー提出資料より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) 国内での使用方法

① 10%ピリダリルフロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピリダリルを 含む農薬の 総使用回数	
キャベツ	コナガ アオムシ ヨトウムシ ハスモンヨトウ オオタバコガ ハイマダラノメイト ウリバ類	1000 倍	100～300 L/10a	収穫 7 日 前まで	2 回以内	散布	2 回以内	
はくさい	コナガ アオムシ ヨトウムシ オオタバコガ							
だいこん	コナガ アオムシ ヨトウムシ			収穫 14 日前まで				
レタス リーフレタス 立ちちしゃ	ハメグリハエ ハスモンヨトウ オオタバコガ			収穫 7 日 前まで				
チンゲンサイ	コナガ							
なす	ハスモンヨトウ オオタバコガ ミキミロアザミウマ ハメグリハエ類			収穫前日 まで				4 回以内
トマト ミニトマト	ハスモンヨトウ オオタバコガ ハメグリハエ類							2 回以内
ピーマン	タバコガ類 ミキミロアザミウマ							
ねぎ	シロイモジヨトウ ネギアザミウマ			収穫 3 日 前まで				4 回以内

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピリダリルを 含む農薬 の 総使用回 数	
いちご	ハスモンヨトウ オオタバコガ	1000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	4 回以内	散布	4 回以内	
ブロッコリー	コガ ハスモンヨトウ			収穫 7 日 前まで				
とうがらし類	タバコガ類 シメキイロアザミウマ			収穫前日 まで				
だいず	ハスモンヨトウ マメシクイガ	1000～ 2000 倍	800mL/10a	収穫 7 日 前まで	2 回以内	無人 ヘリコプター による 散布	2 回以内	
		ハスモンヨトウ						16 倍
きゅうり メロン	ハメグリアバエ類	1000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで		2 回以内		散布
豆類(未成熟)	ハスモンヨトウ			ばれいしよ	収穫 7 日 前まで			
かんしょ さといも	ハスモンヨトウ						1000～ 2000 倍	
アスパラガス	ハスモンヨトウ オオタバコガ ヨトウムシ 袴アザミウマ	1000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	2 回以内	散布	2 回以内	
しそ しそ(花穂) バジル	ハスモンヨトウ			収穫 7 日 前まで				
食用ぎく	オオタバコガ			収穫 14 日前まで				
きく(葉)								

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

- ① 分析対象の化合物
ピリダリル

② 分析法の概要

試料からアセトンで抽出し、ヘキサンに転溶する。シリカゲルカラム等で精製した後、ガスクロマトグラフ (ECD、NPD 又は FTD) により定量する。

定量限界： 0.01~0.05ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1 を参照。

4. 魚介類への推定残留量

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本剤の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数 (BCF : Bioconcentration Factor) から、以下のとおり魚介類中の推定残留量を算出した。

(1) 水産動植物被害予測濃度

本剤が非水田においてのみ使用されることから、非水田 P E C tier2^{注2)} を算出したところ、0.0012ppbとなった。

(2) 生物濃縮係数

¹⁴C 標識ピリダリル (第一濃度区 : 0.05 µg/L、第二濃度区 : 0.15 µg/L) を用い、49 日間の取込期間及び 57 日間の排出期間を設定したブルーギルの魚類濃縮性試験が実施された。ピリダリルの分析結果から、第一濃度区において BCF_{ss}^{注3)} = 18500、BCF_k^{注4)} = 26858、第二濃度区において BCF_{ss} = 14853、BCF_k = 22352 と算出された。

(3) 推定残留量

(1) 及び (2) の結果から、ピリダリルの水産動植物被害予測濃度 : 0.0012ppb、生物濃縮係数 (BCF_k) : 26858 とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

$$\text{推定残留量} = 0.0012\text{ppb} \times (26858 \times 5) = 161.148\text{ppb} \approx 0.16\text{ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

注3) BCF_{ss}: 定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められたBCF。

注4) BCF_k: 被験物質の取込速度定数と排泄速度定数から求められたBCF。

(参考): 平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書

5. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたピリダリルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：2.80 mg/kg 体重/day
(動物種) ラット
(投与方法) 混餌
(試験の種類) 繁殖試験
(期間) 2世代
安全係数：100
ADI：0.028 mg/kg 体重/day

なお、評価に供された遺伝毒性試験の *in vitro* 試験の一部で擬陽性の結果が得られたが、小核試験を始め *in vivo* 試験では陰性の結果が得られたので、ピリダリルは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

6. 諸外国における使用状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、ブロッコリー等に、EUにおいてトマト、メロン類果実等に基準値が設定されている。

7. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ピリダリルとする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質としてピリダリル（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までピリダリルが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMD I / AD I (%) ^{注)}
国民平均	34.6
幼小児 (1~6 歳)	61.2
妊婦	29.4
高齢者 (65 歳以上)	31.4

注) TMD I 試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

ピリダリル作物残留試験成績

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
だいず (乾燥子実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 180, 150L/10a	2回	7, 14, 20日	圃場A : 0.01
					7, 14, 21日	圃場B : 0.04 (2回, 14日)
だいず (乾燥子実)	2	10%フロアブル	16倍無人ヘリ散布 800ml/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : <0.01 圃場B : <0.01
ばれいしょ (塊茎)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 300L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : <0.01 圃場B : <0.01
さといも (塊茎)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : <0.01 圃場B : <0.01
かんしょ (塊根)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : <0.01 圃場B : <0.01
だいこん (根部)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 150L/10a	1, 2回	3, 7, 14, 21, 28日	圃場A : <0.01 圃場B : 0.02
だいこん (葉部)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 150L/10a	1, 2回	3, 7, 14, 21, 28日	圃場A : 2.22 圃場B : 0.76
はくさい (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : 0.37 圃場B : 0.17
キャベツ (葉球)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 150L/10a	2, 4回	1, 3, 7日	圃場A : 0.04 圃場B : 0.03
チンゲンサイ (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 150~200, 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : 2.83 圃場B : 8.02
ブロッコリー (花蕾)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : 0.60 圃場B : 0.50
レタス (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 150L/10a	1, 2回	3, 7, 14, 21日	圃場A : 1.92 (1回, 7日) 圃場B : 1.71
リーフレタス (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 150, 80~150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : 1.40 圃場B : 6.68
リーフレタス (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : 15.2 圃場B : 5.98
立ちちしゃ (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 250, 120~150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : 11.2 圃場B : 1.12 (2回, 14日)
食用ぎく (花)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A : 1.96 圃場B : 2.36
きく (葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A : 0.98 圃場B : 2.72
葉ねぎ (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 100L/10a	2, 4回	3, 7, 14日	圃場A : 1.76 圃場B : 1.60 (2回, 3日)
根深ねぎ (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 100L/10a	2, 4回	3, 7, 14日	圃場A : 0.51 圃場B : 1.12
アスパラガス (若茎)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200, 400L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : 0.12 圃場B : 1.30 (#)
トマト (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 300, 224.5L/10a	2回	1, 3, 7, 14日	圃場A : 0.38 (2回, 3日) 圃場B : 0.31 (2回, 7日)
ミニトマト (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200, 300L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : 1.12 圃場B : 1.76
ピーマン (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A : 0.62 (2回, 3日) 圃場B : 0.74 (2回, 3日)
なす (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200, 202L/10a	2, 4回	1, 3, 7日	圃場A : 0.36 (2回, 1日) 圃場B : 0.36 (2回, 1日)
とうがらし (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 250, 284.9L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : 2.14 圃場B : 1.79

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ししとう (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 300, 150L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : 1.22 (2回, 7日) 圃場B : 1.61
きゅうり (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200, 300L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : 0.20 圃場B : 0.16
メロン (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 250, 400L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : <0.01 圃場B : <0.01
さやえんどう (さや)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200, 230L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : 2.46 圃場B : 1.42
さやいんげん (さや)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200, 150L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : 1.16 圃場B : 0.60
えだまめ (さや)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A : 1.47 圃場B : 1.72
いちご (果実)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 250, 150L/10a	2, 4回	1, 3, 7日	圃場A : 1.64 圃場B : 1.23 (4回, 3日)
しそ (可食部)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A : 21.0 圃場B : 16.4
しそ (花穂)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A : 4.81 圃場B : 5.36
バジル (茎葉)	2	10%フロアブル	1,000倍散布 200L/10a	2回	3, 7, 14日	圃場A : 12.2 圃場B : 3.82

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.01, 0.04/<0.01, <0.01
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5	○			2.22(\$), 0.76
はくさい	1	1	○			0.17, 0.37
キャベツ	0.2	0.2	○			0.03, 0.04
チンゲンサイ	15	15	○			2.83, 8.02(\$)
ブロッコリー	2	2	○			0.50, 0.60
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○			1.92, 1.71(レタス) 1.40, 6.68/15.2, 5.98(リーフレタス) 11.2(\$), 1.12(立ちちしや)
その他のきく科野菜	5	5	○			1.96, 2.36(食用ぎく) 0.98, 2.27(きく(葉))
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.16, 1.76(葉ねぎ) 0.51, 1.12(根深ねぎ)
アスパラガス	3	3	○			0.12, 1.30(#)(\$)
トマト	5	5	○			0.38, 0.31(トマト)
ピーマン	2	2	○			1.12, 1.76(\$)(ミニトマト)
なす	1	1	○			0.62, 0.74
その他のなす科野菜	5	5	○			0.36, 0.36 2.14, 1.79(とうがらし) 1.12, 1.61(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.16, 0.20
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
未成熟えんどう	5	5	○			1.42, 2.46
未成熟いんげん	3	3	○			1.16(\$), 0.60
えだまめ	5	5	○			1.47, 1.72
その他の野菜	5	5	○			(未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ参照)
いちご	5	5	○			1.64(\$), 1.23
その他のハーブ	30	30	○			21.0, 16.4(しそ) 4.81, 5.36(しその花穂) 12.3, 3.82(バジル)
魚介類	0.2		申			推:0.16

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

(別紙3)

ピリダリル推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
大豆	0.2	11.2	6.7	9.1	11.8
ばれいしょ	0.05	1.8	1.1	2.0	1.4
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.6	0.3	0.4	0.9
かんしょ	0.05	0.8	0.9	0.7	0.8
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.1	4.5	1.9	2.9	5.9
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	5	11.0	2.5	4.5	17.0
はくさい	1	29.4	10.3	21.9	31.7
キャベツ	0.2	4.6	2.0	4.6	4.0
チンゲンサイ	15	21.0	4.5	15.0	28.5
ブロッコリー	2	9.0	5.6	9.4	8.2
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	122.0	50.0	128.0	84.0
その他のきく科野菜	5	2.0	0.5	2.5	3.5
ねぎ (リーキを含む。)	5	56.5	22.5	41.0	67.5
アスパラガス	3	2.7	0.9	1.2	2.1
トマト	5	121.5	84.5	122.5	94.5
ピーマン	2	8.8	4.0	3.8	7.4
なす	1	4.0	0.9	3.3	5.7
その他のなす科野菜	5	1.0	0.5	0.5	1.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	8.2	4.1	5.1	8.3
メロン類果実	0.05	0.0	0.0	0.01	0.0
未成熟えんどう	5	3.0	1.0	3.5	3.0
未成熟いんげん	3	5.7	3.6	5.4	5.4
えだまめ	5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他の野菜	5	63.0	48.5	48.0	61.0
いちご	5	1.5	2.0	0.5	0.5
その他のハーブ	30	3.0	3.0	3.0	3.0
魚介類	0.2	18.8	8.6	18.8	18.8
計		516.1	270.8	458.0	476.8
ADI比 (%)		34.6	61.2	29.4	31.4

高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成15年10月23日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（新規：キャベツ、はくさい及びだいこん）
平成15年10月29日	厚生労働省から食品安全委員会委員長へ残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成16年1月15日	食品安全委員会委員長より厚生労働大臣へ食品健康影響評価について通知
平成16年7月6日	残留農薬基準告示
平成16年8月6日	初回農薬登録
平成17年2月24日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：だいず、ブロッコリー、ミニトマト及びとうがらし類）
平成17年3月15日	厚生労働省から食品安全委員会委員長へ残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成17年7月28日	食品安全委員会委員長より厚生労働大臣へ食品健康影響評価について通知
平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成18年4月18日	残留農薬基準告示
平成19年6月13日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：ばれいしょ、リーフレタス、アスパラガス等）
平成19年7月10日	厚生労働省から食品安全委員会委員長へ残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年10月11日	食品安全委員会委員長より厚生労働大臣へ食品健康影響評価について通知
平成20年6月30日	残留農薬基準告示
平成21年3月12日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：豆類（未成熟））
平成21年3月24日	厚生労働省から食品安全委員会委員長へ残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成22年3月18日	食品安全委員会委員長より厚生労働大臣へ食品健康影響評価について通知
平成23年3月28日	残留農薬基準告示
平成22年6月25日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（魚介類）
平成22年8月11日	厚生労働省から食品安全委員会委員長へ残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請

平成23年 7月 7日 食品安全委員会委員長より厚生労働大臣へ食品健康影響評価について通知

平成23年11月18日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

平成23年11月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当専門研究員
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清	財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
高橋 美幸	農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター食品化学部長
廣野 育生	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
宮井 俊一	社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)